

物品購入等に係る公募型見積合わせ取扱基準

(平成 30 年 3 月 29 日付け 29 契検第 156 号)

(趣旨)

第 1 この基準は、長野県が発注する製造の請負及び物件の買入れ（以下「物品購入等」という。）において実施する公募型見積合わせによる契約の取扱いについて、財務規則（平成 42 年長野県規則第 2 号。以下「規則」という。）等に定めるもののほか、基本的な手続き等を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 この基準における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 公募型見積合わせ

随意契約のうち長野県公式ホームページ「物品・委託等調達情報」において公告を行い、広く事業者に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者と契約を締結するものをいう。

(2) 本庁

規則第 2 条第 1 号に規定する本庁の組織のうち、警察本部を除いたものをいう。

(3) 現地機関

規則第 2 条第 4 号に規定する所のうち、警察署等及び県外の所を除いたものをいう。

(4) 発注者

仕様を示して物品購入等を行おうとする本庁及び現地機関の課又はそれらに相当するものをいう。

(5) 見積参加者

県の契約の相手方となることを希望し、公募型見積合わせに参加する者をいう。

(6) 入札参加資格者

一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和 59 年長野県告示第 60 号。以下「告示」という。）に規定する長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を付与された者をいう。

(7) 休日

長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第 5 号）第 1 条に規定する県の休日をいう。

(対象契約)

第 3 公募型見積合わせの対象とする契約は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により行う随意契約のうち、原則として物品購入等の予定価格が本庁 2 万円以上、現地機関 10 万円以上のものとする。

(見積参加者の資格)

第4 見積参加者は、見積書提出の日から契約の相手方の決定の日までにおいて、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、第5号に掲げる事業所の所在地に関する要件は、調達に際し適正な競争性が確保されない恐れがある場合には、適用しないものとする。

- (1) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付22管第285号。以下「停止要領」という。）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (2) 公募型見積合わせへの参加を禁止された期間中の者でないこと。
- (3) 県税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。

2 前項に規定するもののほか、契約内容や予定価格に応じ、入札参加資格など特定の資格要件を追加することがある。

3 前2項により規定する要件については、必要に応じて、見積公告に示す方法により確認書類の提出を求めるものとする。

(公募型見積合わせの公告)

第5 公募型見積合わせの公告は、長野県公式ホームページの「物品・委託等調達情報」に案件ごと掲載するものとする。

- 2 前項において、現物見本や現地確認等ホームページ上で確認できない内容が含まれる案件については、確認の方法を示すこととする。
- 3 見積条件として技術資料等の事前提出を必要とする案件については、提出を求める内容及び提出方法を示すこととする。
- 4 見積合わせに際し、契約の適正な履行を確保するため特に定める条件がある場合には、その内容について示すこととする。
- 5 公告の期間は、対象契約の情報を公開した日から2日以上（休日を除く。）とする。

(相当品等の承認)

第6 公告に記載された仕様と同等以上の機能を有する物品（以下「相当品」という。）による見積を認める場合において、相当品による見積書の提出を希望する者は、第5第3項による技術資料等を提出し、発注者から承認を得たうえで見積りを行わなければならない。ただし、公告において提出を不要としているものについてはこの限りでない。

(見積書の提出方法)

第7 見積書の提出場所並びに提出期限は、見積公告に示すものとする。

- 2 見積参加者は、公募型見積合わせに関する説明書、契約書（案）、仕様書その他公告

に示す条件を熟覧し、その内容に合意のうえ、見積合わせに参加するものとする。

- 3 見積書は原則として第5第1項により掲載された案件ごとの見積書様式により見積書を作成し、公告で指定された提出場所あてに提出期限までに郵送又は持参することとする。
- 4 郵送により見積書の事前提出を行う場合は、見積案件ごとに封筒に入れ密封し、かつ、封筒表面に調達番号、調達件名、氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び見積合わせの日を記載のうえ、送付しなければならない。
- 5 提出した見積書の手換え、引換え又は撤回は認めないこととする。

（見積書の無効）

第8 第6により提出のあった見積書のうち、次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 第4第1項及び第2項に規定する見積参加者の資格要件を満たさない者の見積書
- (2) 第4第3項により求めのあった確認書類を提出しない者の見積書
- (3) 同一人が提出した2通以上の見積書全部
- (4) 見積参加者が協定して提出した見積書
- (5) 見積った案件が確認できない見積書
- (6) 見積金額のない見積書
- (7) 記名、押印のない見積書
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない見積書
- (9) 技術資料等の提出を求めた場合において、見積書提出期限までに承認を得られなかったものの見積書
- (10) 提出期限までに指定された提出場所に到達しなかった見積書
- (11) 当該契約の適正な履行を確保するために特に定めた条件がある場合において、当該条件により無効となるもの
- (12) その他公告に示す条件に違反したもの

（見積合わせの実施）

第9 見積合わせは、見積書の提出期限後、速やかに行う。

- 2 採用する見積書の決定は、契約種別ごと次のとおりとする。なお、採用決定後の辞退は認めないものとする。
 - (1) 総価契約及び単価契約
有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格のもの。
 - (2) 複数単価契約
有効な見積書のうち、すべての単価が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低の価格であること。
- 3 採用となるべき見積書の提出者が2人以上あるときは、くじ引きにより採用を決定す

るものとする。なお、くじは辞退することができないものとする。

- 4 当初の見積合わせにおいて、見積書の提出が全くなかった場合は、不調とする。
- 5 当初の見積合わせにおいて、見積書の提出者が1者のみであった場合は、財務規則第136条の2第1項第4号「2人以上から見積書を徴することが適当でない場合」に該当するものとし、有効とする。
- 6 当初の見積合わせにおいて予定価格の制限に達した見積がないときは、最低の価格で見積った者から、当初の見積書から起算して4回目までを限度とし、見積書の提出を求めることとする。

(見積経過の公表)

- 第10 公募型見積合わせの結果は、契約の相手方の決定後遅滞なく、見積経過書により公表する。
- 2 見積経過書には、有効な見積書を提出したすべての見積参加者について記載するものとする。
 - 3 公表の方法及び内容については、別に定める。

(見積合わせの取り止め等)

- 第11 次の各号の一に該当する場合は、当該見積合わせを延期又は取り止め、若しく取り消しを行うものとする。
- (1) 見積参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等により見積合わせが公正に執行することができないと認められるとき。
 - (2) 談合の事実は確認されないが、見積合わせが公正に執行されない恐れがあり、見積合わせの透明性、公平性を確保する必要があると認められるとき。
 - (3) 見積公告等に不備があり、公正な見積合わせが行われないと認められるとき。
 - (4) 見積合わせ等の執行に際して、天災その他やむを得ない事由により、見積参加者の安全性や公平性が確保できない事態が生じたとき。

(契約の締結)

- 第12 見積合わせにより契約の相手方として採用された者は、採用決定の翌日から起算して5日以内（休日を含む。ただし、5日目が休日の場合は、休日明けまで。なお、採用決定者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、別途指定する期日まで。）に契約の締結に応じるものとする。
- 2 前項による契約の締結にあたっては、契約保証金又は規則第142条第2項に規定する契約保証金に代わる担保を県に納付しなければならない。ただし、発注者において規則第143条の各号に基づき契約保証金の納付の免除を行う場合はこの限りではない。
 - 3 契約を履行しないときの契約保証金は、県に帰属するものとする。
また、第1項ただし書きにより契約保証金の納付を免除された者が契約を履行しない

ときは、納付させないこととした金額に相当する金額を県に納付しなければならない。

(随意契約の相手方の制限)

第 13 見積参加者が、本基準に定める事項に違反した場合及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号。以下、「停止要領」という。）に定める措置要件の一に該当したときは、停止要領別表各号により定めた期間について、契約の相手方に採用しないものとする。なお、見積参加者が入札参加資格者でないときも、これに準じた取扱いとする。

(補則)

第 14 この基準に定めるもののほか、見積合わせへの参加に際し特に留意すべき事項については、公募型見積合わせ説明書として県ホームページで公開するとともに、県及び現地機関において閲覧に供する。